

「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(仮称)」検討会議等意見反映

条例の骨格素案		第2回検討会議(10/27)での素案	主な意見 ◆検討会議及び審議会 ■庁内																						
構成	<table border="1"> <tr><td>1~2</td><td>目的・定義</td></tr> <tr><td>3</td><td>施策の基本方針等</td></tr> <tr><td>4~5</td><td>建築物への再生可能エネルギーの導入等</td></tr> <tr><td>6</td><td>避難所等への再生可能エネルギーの導入等</td></tr> <tr><td>7</td><td>地域協働による再生可能エネルギー導入推進事業</td></tr> <tr><td>8</td><td>周辺地域の環境への配慮</td></tr> <tr><td>9</td><td>普及啓発、顕彰</td></tr> <tr><td>10~11</td><td>関連産業の振興・研究開発の推進</td></tr> <tr><td>12</td><td>施策評価・公表</td></tr> <tr><td>13</td><td>財政上の措置</td></tr> <tr><td>14~17</td><td>建築物関係の報告等・勧告・公表、規則への委任</td></tr> </table>	1~2	目的・定義	3	施策の基本方針等	4~5	建築物への再生可能エネルギーの導入等	6	避難所等への再生可能エネルギーの導入等	7	地域協働による再生可能エネルギー導入推進事業	8	周辺地域の環境への配慮	9	普及啓発、顕彰	10~11	関連産業の振興・研究開発の推進	12	施策評価・公表	13	財政上の措置	14~17	建築物関係の報告等・勧告・公表、規則への委任		
1~2	目的・定義																								
3	施策の基本方針等																								
4~5	建築物への再生可能エネルギーの導入等																								
6	避難所等への再生可能エネルギーの導入等																								
7	地域協働による再生可能エネルギー導入推進事業																								
8	周辺地域の環境への配慮																								
9	普及啓発、顕彰																								
10~11	関連産業の振興・研究開発の推進																								
12	施策評価・公表																								
13	財政上の措置																								
14~17	建築物関係の報告等・勧告・公表、規則への委任																								
<p><b>1 目的</b></p> <p>この条例は、京都府地球温暖化対策条例(平成17年条例第51号。以下「地球温暖化対策条例」という。)第9条第9号及び第44条の規定により、再生可能エネルギーの普及を図るための施策の基本となる事項について定め、施策の計画的な推進を通じて地球温暖化対策の更なる推進を行うとともに、安全で安心して使用できるエネルギーの安定的な確保とエネルギー自給率の向上を図り、もって地域の活性化と持続可能な社会の構築に資することを目的とする。</p>		<p><b>1 目的</b></p> <p>この条例は、東日本大震災に伴う原子力発電所事故を契機としてエネルギーの需給構造が変化する中で、原子力に依存しない安全で安定したエネルギーを確保していくうえで再生可能エネルギーが重要な役割を果たし、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、再生可能エネルギーの導入等に関する施策の基本となる事項を定め、計画的かつ総合的に施策を推進することにより、府、府民、事業者その他多様な主体による再生可能エネルギーの導入等の取組を促し、もって、地域経済の発展及び地球温暖化対策の推進を図るとともに持続可能な社会の構築に貢献することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 温対条例との関係を整理し、温対条例を受けて再エネ導入のための施策の推進や計画の策定をするための条例とし、簡素化すること。</li> <li>■ 大規模建築物への再エネ導入義務、一般建築物や避難施設への再エネ導入努力義務、地域での再エネ導入に関することなど具体的な施策を規定すること。</li> </ul>																						
<p><b>2 用語の定義</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー</p> <p>○地球温暖化対策条例第1条第4項に規定するエネルギーをいう。</p> <p>※温対条例 第1条第4号(定義)</p> <p>再生可能エネルギー 次に掲げるエネルギー源を利用したエネルギーをいう。</p> <p>ア 太陽光</p> <p>イ 風力</p> <p>ウ 水力</p> <p>エ 地熱</p>		<p><b>2 用語の定義</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー</p> <p>○太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど持続的に利用できる再生可能なエネルギー源を利用したエネルギーをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 条例の目的には温対条例との関係を明記し、理念や各主体の責務は温対条例で規定されているので除く。</li> <li>◆ 京都らしさや意気込みが感じられる条例にすべき。</li> <li>◆ 府民福祉の向上や地域経済の発展の観点から再エネが増えることにより、地域が豊かになることをアピールすべき。</li> </ul>																						
			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再生可能エネルギーの定義は、再生可能エネルギー特別措置法及び京都府地球温暖化対策条例の定義を引用してはどうか。</li> <li>◆ 再生可能エネルギーの取組は、電気に偏り過ぎ。熱エネルギーも重視すべき。</li> </ul>																						

条例の骨格素案	第2回検討会議(10/27)での素案	主な意見 ◆ 検討会議及び審議会 ■ 庁内
<p>オ 太陽熱 カ バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。) キ アからカまでに掲げるもののほか、化石燃料以外のエネルギー源のうち永続的に利用することができるものと認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>(2) 再生可能エネルギーの導入等 ○再生可能エネルギーを得るため必要な設備の整備を行うことにより、再生可能エネルギーを利用すること。 ○再生可能エネルギーを効率的に使用するための設備又は情報通信技術の整備を行うことにより、再生可能エネルギーを使用すること。</p>	<p>(2) 再生可能エネルギーの導入等 ○再生可能エネルギーを得るために必要な設備の整備を行い、当該エネルギーを利用することをいう。</p> <p><b>3 府の責務</b> (1) 再生可能エネルギーの導入等の促進等に関する目標の設定及びそれを実現するための総合的かつ計画的な施策の策定・実施 (2) 府の事務・事業の執行及び施設の運営・整備に当たっての率先的な導入等 (3) 府民、事業者及びNPOその他民間団体が行う再生可能エネルギーの導入等を促進するために必要な措置</p> <p><b>4 府民の役割</b> (1) 日常生活において、再生可能エネルギーについて理解を深め、その導入等に積極的に努めること (2) 府が実施する再生可能エネルギーの導入等の促進のための施策への協力</p> <p><b>5 事業者の役割</b> (1) 事業活動において、自主性及び創造性を発揮し、事業形態に応じた再生可能エネルギーの導入等に努めること (2) 府が実施する再生可能エネルギーの導入等の促進のための施策への協力 (3) 電気事業者は、府、市町村、府民、事業者及びNPO等が行う再生可能エネルギーの導入等の促進のための施策、事業又は活動に対する必要な情報提供、助言等を行うよう努めること</p> <p><b>6 NPO等の役割</b> 再生可能エネルギーの導入等に関する府民の</p>	<p>◆ 出力変動する再生可能エネルギーを効率的に使用できるようにするため、「導入等」の定義を幅広にすべき。</p> <p>■ 理念や各主体の責務は温対条例で規定されているので除く。 ※温対策条例 第3条(府の責務)、第4条(事業者の責務)、第5条(府民の責務)、第6条(観光旅行者等の責務)、第7条(環境保全活動団体の役割)、第13条(率先実行)</p>

条例の骨格素案	第2回検討会議(10/27)での素案	主な意見 ◆検討会議及び審議会 ■庁内
<p><b>3 施策の基本方針等</b></p> <p>府は、次に掲げる施策の基本方針に基づき、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する目標を定めるとともに、その達成に向けた施策の実施計画を策定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生可能エネルギーの導入等を促進するとともに、エネルギーの利用の効率化を図り、もって府内のエネルギー自給率を向上させること。</li> <li>○再生可能エネルギーの導入等を促進することにより、災害等非常時に利用可能な自立・分散型エネルギーの確保を図ること。</li> <li>○再生可能エネルギーの導入等によって生み出される効果が地域に享受され、利益が地域内で循環するなど、地域経済の活性化や地域社会の維持及び再生に寄与する仕組みを構築すること。</li> <li>○地域の未利用資源、人材及び産業技術等の活用を図ることにより、再生可能エネルギーの導入等を促進すること。</li> <li>○再生可能エネルギーの種類ごとの特性及び地域の自然、社会状況、生活様式に応じて再生可能エネルギーの導入等を促進すること。</li> <li>○国内外におけるエネルギーを巡る諸情勢を見極めながら、変化に柔軟に対応して、再生可能エネルギーの導入等を促進すること。</li> <li>○府民、事業者、再生可能エネルギーの導入等の推進に取り組む団体（以下「推進団体」という。）、市町村と連携を図りながら広域的な観点から協力して再生可能エネルギーの導入等を促進すること。</li> </ul> <p><b>4 建築物への再生可能エネルギーの導入等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物を新築し、又は増築（以下「建築」という。）しようとする者（以下「建築主」という。）は、建築物への再生可能エネルギーの導入等について検討を行うよう努めるものとする。</li> <li>(2) 建築物の建築に係る設計者及び工事施工者（以下「設計者等」という。）は、建築主が再生可能エネルギーの導入等についての検討を行えるよう必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。</li> <li>(3) 府は、設計者等に対し、再生可能エネルギーの導入等に関する知識及び技能を向上させるために必要な支援を行うものとする。</li> </ol>	<p>理解を広げるための啓発活動を推進するとともに、広く府民が参画できる取組を推進するよう努めること</p> <p><b>7 基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生可能エネルギーの導入等を促進するとともに、エネルギー使用の節約及び効率化を促進することにより府内のエネルギー自給率を向上させること。</li> <li>○再生可能エネルギーの導入等を促進することにより災害時等非常時に利用可能な自立分散型エネルギーの確保を図ること。</li> <li>○再生可能エネルギーの導入等によって生み出される利益が地域に享受され、利益が地域内で循環するなど、地域の活性化に寄与する仕組みを構築すること。</li> <li>○再生可能エネルギーの導入等を促進するに当たっては、地域の未利用資源、人材及び産業技術等の活用を図ること。</li> <li>○再生可能エネルギーの種類ごとの特性及び地域の自然、社会状況を踏まえるとともに、府民の多様な生活様式に応じた再生可能エネルギーの導入を進めること。</li> <li>○国内外におけるエネルギーを巡る諸情勢を見極めながら、変化に柔軟に対応して、再生可能エネルギーの導入等を促進すること。</li> <li>○府、市町村、府民、事業者、NPO等、大学その他多様な主体の相互連携を図りながら協働して再生可能エネルギーの導入等を促進する取組を進めること。</li> </ul> <p><b>8 建築物に係る再生可能エネルギーの導入等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物（京都府地球温暖化対策条例に定める特定建築物を除く。）を新築、改築、増築又は移転する者の努力義務等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築主 再生可能エネルギーの導入等について検討するよう努めること</li> <li>・設計者及び工事施工者 建築主が再生可能エネルギーの導入等について検討が行えるよう、必要な情報の提供及び助言を行うこと</li> </ul> </li> </ul>	<p>◆ 府の役割は重要。府の全ての施設に再生可能エネルギーを導入するなど主導的に再生可能エネルギーを利用することを明確に打ち出すべき。</p> <p>◆ 自治体や企業、市民が再生可能エネルギーの普及を進めるため、分かりやすい目標を立てるべき。</p> <p>◆ 地産地消によるエネルギー利用が理想的である。経済性だけでなく、地域の高齢化や過疎化、防災の対策としても有効。</p> <p>◆ 皆が薪を使う生活をすれば、森林の保全が進む。バイオマス発電の熱利用の割合を明確にするとともに、地産地消の熱源として、薪が枯渇しない程度のコントロール可能な範囲で、小さな事業者が行う規模のものを発展させるべき。</p> <p>◆ これまでエネルギーは供給されるものとの認識だったが、これからは消費者自らがエネルギーを生み出すものと変化すること（「プロシューマー」）をアピールすべき。</p> <p>◆ 建築士や建築・設計事業者に対し、建築主への再生可能エネルギー導入等に関する情報提供に努めることを義務づけるべき。</p> <p>◆ 木材利用の義務化のように再エネの利用について条例による一定の義務化の可能性についても検討すべき。</p>

条例の骨格素案	第2回検討会議(10/27)での素案	主な意見 ◆検討会議及び審議会 ■庁内
<p><b>5 特定建築物への再生可能エネルギーの導入等</b></p> <p>(1) 建築物のうち規則で定める規模以上の建築物(以下「特定建築物」という。)の建築のうち規則で定めるものをしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定める基準に従い、当該建築物に再生可能エネルギーの導入等を行わなければならない。</p> <p>(2) 特定建築主は、前項に規定する再生可能エネルギーの導入等の内容を、地球温暖化対策条例第 23 条に規定する特定建築物排出量削減計画書(以下「計画書」という。)に記載し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(3) 前項の規定による計画書の変更の届出、工事の完了の届出及び計画書の公表については、地球温暖化対策条例第 24 条から第 26 条の規定を準用する。</p> <p><b>6 避難所等への再生可能エネルギーの導入等</b></p> <p>府は、市町村、事業者及び推進団体と協力し、災害が発生した場合に災害応急対策の拠点としての機能を果たす施設(以下「避難所等」という。)において利用可能な再生可能エネルギーの導入等を行うものとする。</p> <p><b>7 地域協働による再生可能エネルギー導入推進事業</b></p> <p>(1) 推進団体は、再生可能エネルギーの導入等に地域住民、事業者、大学等が協働して広域的に取り組もうとする場合、規則に基づき知事の登録を受けすることができる。</p> <p>(2) 知事は、登録を受けた推進団体(以下「登録推進団体」という。)が行う再生可能エネルギーの導入推進事業(以下「導入推進事業」という。)に対し、市町村と連携して、技術的な助言及び情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>(3) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者及び同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者は、登録推進団体の求めに応じて、導入推進事業の円滑な実施に必要な情報の提供及び助言を行わなければならない。</p> <p><b>8 周辺地域の環境への配慮</b></p> <p>再生可能エネルギーの導入等を行おうとする者は、関係法令を遵守するとともに、地域の自然、景観、防災及び生活環境に配慮するよう努めなければならない。</p>	<p>※温対条例からの移行 第 22 条第 3 項(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等)</p> <p>※温対条例からの移行 第 23 条(特定建築物排出量削減計画書の作成等)</p> <p>※温対条例からの移行 第 24 条(特定建築物排出量削減計画書の変更の届出)、第 25 条(特定建築物排出量削減計画書に係る工事の完了の届出)、第 26 条(特定建築物排出量削減計画書等の公表)</p> <p>※新たに規定</p> <p>※新たに規定</p> <p>※新たに規定</p>	<p>■ 大規模建築物への再エネ導入義務、一般建築物や避難施設への再エネ導入努力義務、地域での再エネ導入に関することなど具体的な施策を規定すること。</p> <p>■ 避難施設への再エネ導入努力義務、地域での再エネ導入に関することなどを規定。</p> <p>◆ 再生可能エネルギーの導入により、富が地域に還元され、地域が潤い又は活性化するための仕組みを構築すべき。</p> <p>◆ 中小規模の太陽光発電や小水力発電では、地域の人を巻き込む仕組みが重要。</p> <p>◆ 関西電力のような大手電力会社に対し、再生可能エネルギーの普及・促進に関する施策に協力する役割を課すべき。</p> <p>■ 大規模太陽光発電の設置に伴う苦情が市町村に寄せられている。</p>



条例の骨格素案	第2回検討会議(10/27)での素案	主な意見 ◆検討会議及び審議会 ■庁内
<p><b>9 普及啓発、顕彰</b></p> <p>(1) 府は、府民、事業者及び推進団体が再生可能エネルギーの導入等に関する理解と関心を深めることにより再生可能エネルギーの導入等が促進されるよう、再生可能エネルギーの導入等に関する学習の推進及び広報活動等を通じた知識の普及及びその他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に特に功績があると認められる者又は団体を顕彰するものとする。</p> <p><b>10 関連産業の振興</b></p> <p>府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する産業の振興を図るため、事業者が行う事業活動に対して、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>11 研究開発の推進</b></p> <p>府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に資する技術の向上を図るため、事業者及び大学等の研究機関と連携して、再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する技術の研究開発を促進し、その成果の普及を図るものとする。</p> <p><b>12 施策評価・公表</b></p> <p>府は、再生可能エネルギーの導入等に関する施策の実施状況について、毎年度評価を行い、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p><b>13 財政上の措置</b></p> <p>府は、再生可能エネルギー等の導入促進に関する施策を着実に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p> <p><b>14 報告又は資料の提出等</b></p> <p>(1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定建築主その他の者に対し、この条例に基づく措置の実施の状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めすることができる。</p> <p>(2) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定建</p>	<p><b>9 府民啓発及び環境学習の推進</b></p> <p>(1) 府は、府民、事業者等が再生可能エネルギーの導入等の必要性についての理解を深めるため、エネルギーに関する学習の推進や知識の普及啓発を行う。</p> <p>(2) 府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に特に功績があったと認められるものを顕彰する。</p> <p><b>10 関連産業の振興</b></p> <p>府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する産業の育成及び振興を図るため、事業者が行う再生可能エネルギーの導入等の促進のための事業活動に対して、必要な支援を行う。</p> <p><b>11 研究開発の推進</b></p> <p>府は、事業者及び大学等の研究機関と連携して、再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する技術の研究開発及びその成果の普及を図る。</p> <p><b>12 公表・評価</b></p> <p>(1) 府は、施策の実施状況について定期的に評価を行い公表する。</p> <p>(2) 府は、評価と技術開発の向上及び社会情勢等の変化を踏まえ施策を見直す。</p> <p>※新たに規定</p> <p>※温対条例からの移行 第61条(報告又は資料の提出等)</p>	<p>◆ 府民に、再生可能エネルギーの普及にはコスト面でデメリットがあるが、それ以上に原子力発電や地球環境問題の点からメリットがあることを考え、理解してもらうことが必要。</p>

条例の骨格素案	第2回検討会議(10/27)での素案	主な意見 ◆検討会議及び審議会 ■庁内
<p>建築物に立ち入り、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入の状況を検査させることができる。</p> <p>(3) 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めに応じ、これを提示しなければならない。</p> <p>(4) (2)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p><b>15 勧告</b> 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。 ○5の(2)の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出した者 ○5の(2)の規定により提出した計画書の内容(5の(3)項の規定により届け出た変更の内容を含む。)と異なる工事をしていると認められる者 ○5の(2)の規定により提出した計画書の内容(5の(3)の規定により届け出た変更の内容を含む。)が、5の(1)の基準に適合しないと認められる者 ○5の(3)項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ○14の(1)の規定による報告又は資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 ○14の(2)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p><b>16 公表</b> (1) 知事は、15の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 (2) 知事は、(1)の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならない。</p> <p><b>17 規則への委任</b> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>※温対条例からの移行 第 62 条(勧告)</p> <p>※温対条例からの移行 第 63 条(公表)</p> <p>※新たに規定</p>	